



品川区議会 無所属

vol.4

# 西本貴子通信

## Change! チェンジ ~輝く品川区へ~

発行元 | 西本貴子事務所  
〒140-0014 品川区大井7-2-13 TEL/FAX 03-5742-1146  
http://www.nishimototakako.com/ E-Mail : ta-ko\_ns@d6.dion.ne.jp

### 第二回定例会議6月27日 一般質問をしました。

#### 1 区政のあり方について

①区がめざすビジョンについて、区長の考える品川をどう実現されたのか、課題は。区のあるべき姿をどう区民に伝えていくか

##### (区長答弁)

①20年ぶりに基本構想を作り直し、構想を具体化するために策定した長期基本計画を着実に実施し、成果を上げてきた。課題は、防災対策等である。多様なメディアを活用し区民に伝えていく

②区における協働とは。③協働の実績等は。④協働の拠点を創設し自主的な活動等を支える仕組みを。⑤住民参加と協働の基本条例化の検討を。

⑥他自治体の加入促進条例を参考に、区も町会等の支援に取り組んでは。⑦商店街等に対する助成金について、見直しを図っては。

##### (地域振興事業部長答弁)

②区民にも持てる力で参加いただくこと等③活動団体数は100を超え着実に進んでいる。④今年度は協働推進室の更なる充実等に努める。⑤区民と区の共同指針である基本構想のもとで引き続き模索する。⑥これまでの取り組みを更に推進する。⑦時宜に応じた支援を進める

#### 2 学校教育における食と健康対策について

①食育について

- 1-1 給食における取り組みへの考えは
- 1-2 家庭への啓発は
- 1-3 文科省が配布する食育教材の活用は。
- 1-4 栄養教諭の現状等は。

②給食に牛乳を取らねばならないという規制はないが、ご所見は

③食物アレルギーについて

- 3-1 代替食の導入を。
- 3-2 教育委員会と消防署がアレルギーを持つ児童の情報を共有しては。会と消防局がアレルギーを

④不便さから学ぶ教育環境のあり方について、所見は

##### (教育次長答弁)

- ①1-1 目標の1つは地域の食文化を伝えること。
- 1-2 給食だより等で食事の大切さ等を伝えている。
- 1-3 内容を確認し検討する。
- 1-4 都が配置した2名の栄養教諭を中心に食育の充実を図っていく。
- ②給食実施基準に沿って牛乳を提供していく。
- ③3-1 考えていない。
- 3-2 消防署と協議し、緊急時に個人カルテを救急隊員へ引き継ぐ

ことが現実的という指導をいただいた。

④学校のみならず家庭の中で学んでいくことが重要だ。

#### 3 子ども・子育て支援新制度について

①長期基本計画等との関係は。

②待機児童児童128名の現在の保育の実態は

③保育ニーズについて

3-1 人口推移等から今後どのような対策を講ずるか。

3-2 調査と実態のずれをどのように精査するのか。

④新制度について

4-1 幼保一体化をどう進めていくのか

4-2 すくーの位置づけは

4-3 就学前教育への影響は

4-4 利用手続き等の影響と周知は

4-5 地域型保育への対策は

⑤すまいるスクールの財源措置等は。

##### (子ども未来事業部長答弁)

①育ち、親育ちを支援するという基本方針の個別計画と位置づけしている。

②既に認可保育園等を利用している方は7月内定も含め34人等だ。

③3-1,3-2 保育需要の高どまりが見込まれる。年度毎の実績をもとに。計画を修正していく。

④4-1,4-2 国等の動向を注視する

4-3 幼児教育プログラムの改訂を進めている。

4-4 これまでどおりの手続で済むよう検討しており、丁寧に周知する。

⑤国等を注視し放課後の居場所として充実するように努める

#### 4 実践ある防災対策について

①ガラスの飛散防止対策を防災対策に導入し啓発しては。

②避難所内のサインの設置について、所見は

③障害者等への支援のため、町会の担当とわかる腕章等の提供を

④自主的な消火活動を行うことへの啓発が重要では。

##### (防災まちづくり事業部長答弁)

①区ホームページ等でフィルムの活用等呼びかけており、啓発を図る

②避難所内のサインは避難所連絡会議の中で検討する。

③防災区民組織に交付している助成金を活用いただきたい。

④有効な初期消火活動が行われるよう、消防署と連携し支援していく。

# Topics 防災対策 3つの支援

新制度①

## 解体除却工事費用を助成します

### 【助成対象建築物】

- ①区内（東中延1・2丁目、中延2・3丁目）の建築物
- ②区の調査で延焼防止上危険であると認められた、**昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物**（除却の前に耐震診断を行う必要はありません。）

老朽木造建築物（昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物）であれば、以下の場合も対象となります。※ただし、区の審査が必要です。

- アパート、商店、倉庫などを解体する場合もOK!
- 長屋の一部を切り取って解体する場合もOK!
- 解体後、更地にする場合も建替える場合もOK!



### 【助成内容】

○助成対象建築物およびこれに附属する工作物の**解体除却工事費を助成**します。

### 【助成限度額】

○1㎡あたり**最大21,000円**かつ上限**10,500,000円**

### 【助成金の交付を受けられる方】

○助成対象建築物の**所有権を有する個人**

※ただし、共有者がいる場合は、共有者によって合意された代表者。区分所有建築物の場合は、区分所有者によって合意された代表者。

新制度②

## 固定資産税・都市計画税の減免が受けられます

(ア) 取壊して更地にした場合



**土地に対する固定資産税・都市計画税について5年間、8割の減免が受けられます。**

ただし、更地が適正に管理されていることを証する区の証明書が必要です。

✗ **適正な管理がされていない例**  
ごみの不法投棄がされている・雑草の繁茂・駐車場や自動販売機の設置などの収益事業など

(イ) 住宅に建替えた場合



**家屋に対する固定資産税・都市計画税について5年間、10割の減免が受けられます。**

ただし、取壊した家屋と新築住宅の所有者が同一であること、居住部分が1/2以上などの条件があります。

新制度③

## 取壊し・建替えに関するご相談に 専門家を派遣します(無料)

- この歳でどんな **ローンが組める** かしら
- 今の敷地で **どんな建物が建てられる** かな
- 空き家になっている祖父母の家を取り壊したいでも **名義人変更や税金** のことが心配
- 不動産の **登記が亡くなった父のまま** になっているけど大丈夫かしら など

### 【専門家派遣の対象者】

○昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物または、その建築物が存する土地の **所有権を有する個人**

### 【派遣する専門家と派遣限度】

○権利の移転や建替え等に関する相談に対して、**弁護士や税理士等の専門家を派遣**します。  
(原則として同一申請につき、当該年度5回を限度)

# Topics 2カ所の認知症高齢者グループホーム開設

事業予算 388,230千円

(内訳) 大井6丁目グループホーム等経費 125,800千円  
東五反田4丁目跡グループホーム等経費 262,430千円

### ① 大井6丁目認知症高齢者グループホーム

- (1)所在地 品川区大井6丁目20番5号
- (2)敷地面積 279.3m<sup>2</sup>
- (3)建築構造 鉄骨造地上2階建て
- (4)施設構成 ①認知症高齢者グループホーム 1ユニット定員9名  
②地域へ広く開放するウェルカムガーデン
- (5)施設の位置づけ 「公の施設」として指定管理者制度を導入し運営する。
- (6)今後の予定 26年度 着工  
27年度 竣工開設予定

### ② 五反田4丁目旧社会保険事務所跡

- (1)所在地 品川区東五反田4丁目11番6号
- (2)敷地面積 366.84
- (3)現況 第一種中高層住居専用地域建ぺい率60%容積率200%  
旧品川社会保険事務所跡(昭和48年3月築RC造4階建)
- (4)今後の予定 26年度 用地取得事業者公募基本設  
27年度 計実施設計着工  
28年度 竣工開設予定

## 西本貴子の政治姿勢

### あらゆる立場を理解し傾聴

政党にこだわらずあらゆる立場の声をしっかり聞き区政に生かします。

### 正しい情報の伝達

しっかりと正しい情報を伝え共に考えていきます。

### 住民と行政との懸け橋

対立でなく支えあう関係、協働企画できるような架け橋になります。

西本貴子後援会

“ta-ko” サポーターズ

政党にこだわらず様々な立場の方が集う会です

### 会員募集中!!

- ・申し込み方法  
〒140-0014 東京都品川区大井7-2-13 西本貴子 TEL/FAX.03-5742-1146  
e-mail : ta-ko\_ns@d6.dion.ne.jp へご連絡下さい。ホームページでも申込できます。
- ・会費 1000円(年間)

### 西本貴子ホームページ

<http://www.nishimototakako.com/>

1人で悩まないで! お困りのことがありましたらお気軽にご連絡ください。

## さわやか相談室

常時開設  
お気軽にご連絡ください

西大井駅前 駅頭演説

毎週火曜日  
7:30a.m.~8:45a.m頃  
(雨天・祝日はお休み)

